



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*39 和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則 (下水道課)..... 1

### ○ 告示

1092 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 3

1093 " ( " )..... 4

1094 清算法人原谷土地改良区の清算人の就任 (農業農村整備課)..... 5

1095 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 6

1096 " ( " )..... 6

1097 " ( " )..... 7

1098 保安林の指定施業要件の変更 ( " )..... 7

1099 " ( " )..... 7

1100 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 8

### ○ 監査公表

監査公表第26号 ..... 9

監査公表第27号 ..... 10

監査公表第28号 ..... 11

監査公表第29号 ..... 15

### ○ 正誤

令和5年9月1日付け和歌山県報第444号和歌山県告示第1000号中 ..... 16

## 規 則

### 和歌山県規則第39号

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則

和歌山県流域下水道事業財務規程(平成31年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第19号様式を次のように改める。

別記第19号様式(第9条関係)

納入通知書 兼領収証書 納付書 和歌山県流域下水道事業 No. 〒 (住所) (氏名) 様	
年度	流域下水道事業 下水道課
税込金額	¥
うち消費税(適用税率) ¥	
納期限を過ぎますと、納期限までに納付しなかった金額に、 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額 に年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額を延滞金とし て徴収します。 納付場所 株式会社紀陽銀行 納期限 年 月 日 上記のとおり納付してください。	
年 月 日	上記のとおり領収しました。
和歌山県知事	
(適格請求書発行事業者名) (適格請求書発行事業者登録番号)	
納入者保管	

収納済通知書 和歌山県流域下水道事業 No. 〒 (住所) (氏名) 様	
年度	流域下水道事業 下水道課
税込金額	¥
うち消費税(適用税率) ¥	
勘定科目	
納期限 年 月 日 上記のとおり収納しましたので通知します。 和歌山県下水道課企業出納員様	
	領収日付印
(適格請求書発行事業者名) (適格請求書発行事業者登録番号)	
出納取扱金融機関→下水道課保管	

収納済通知書(控) 和歌山県流域下水道事業 No. 〒 (住所) (氏名) 様	
年度	流域下水道事業 下水道課
税込金額	¥
うち消費税(適用税率) ¥	
納期限 年 月 日	
	領収日付印
出納取扱金融機関保管	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン四ヶ郷店

和歌山県和歌山市加納字新白297番1外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

## (3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 敷地北側

収容台数 168台

(変更後) 位置 敷地北側

収容台数 101台

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 建物南西側

容量 14.9m<sup>3</sup>

(変更後) 位置 建物南側

容量 14.9m<sup>3</sup>

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

#### 4 変更年月日

(1) 及び (2) 令和3年2月21日

(3) 及び (4) 令和6年5月1日

(5) 及び (6) 令和5年8月31日

#### 5 変更理由

(1) 及び (2) 届出上の代表者の変更のため

(3) 及び (4) 施設の配置の変更のため

(5) 及び (6) 来客の利便性向上のため

#### 6 届出年月日

令和5年8月30日

#### 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

#### 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年9月22日から令和6年1月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1093号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーデリシャスヒロ御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部50番地外

#### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

#### 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地  
(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地  
(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- (3) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 位置 建物南側  
収容台数 35台  
(変更後) 位置 本体棟南側2か所  
収容台数 35台
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午前0時  
(変更後) 開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午前0時
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

## 4 変更年月日

- (1) 及び (2) 令和3年2月21日
- (3) 令和6年5月1日
- (4) 及び (5) 令和5年8月31日

## 5 変更理由

- (1) 及び (2) 届出上の代表者の変更のため
- (3) 駐輪場の位置を見直したため
- (4) 及び (5) 来客の利便性向上のため

## 6 届出年月日

令和5年8月30日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年9月22日から令和6年1月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1094号

清算法人原谷土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律

第195号) 第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した清算人

氏 名	住 所
鍵本信和	日高郡日高町大字原谷440番地
石橋日出夫	日高郡日高町大字原谷1420番地の3
岩橋淳	日高郡日高町大字原谷352番地
楠岡崇	日高郡日高町大字原谷1244番地
橋本憲一	日高郡日高町大字原谷1102番地

和歌山県告示第1095号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1096号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1097号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1098号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1099号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩出市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1100号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 寺内2（1）地区急傾斜地崩壊危険区域
 

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		寺内	堂脇	470番1地先	里道敷
2号	〃		〃	〃	470番4地先	里道敷
3号	〃		〃	〃	470番4	
4号	〃		〃	〃	470番2	
5号	〃		〃	〃	470番13	
6号	〃		〃	〃	470番12	

- 2 寺内2（2）地区急傾斜地崩壊危険区域
 

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		寺内	堂脇	464番地先	里道敷
2号	〃		〃	〃	464番	
3号	〃		〃	〃	〃	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	457番	
6号	〃		〃	〃	〃	



7号	〃		〃	〃	470番8地先	水路敷
8号	〃		〃	〃	〃	〃
9号	〃		〃	〃	455番1地先	〃
10号	〃		〃	〃	454番1	
11号	〃		〃	〃	451番	
12号	〃		〃	〃	463番	
13号	〃		〃	〃	463番1地先	里道敷

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月22日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

#### 1 監査の対象

3の監査対象事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

#### 3 監査の実施内容

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	令和5年7月25日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃
和歌山県流域下水道事業会計	〃

#### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

##### (1) 指摘事項

なし

##### (2) 注意事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検業務の委託契約書において、相手方の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## 和歌山県監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月22日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

## 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

## 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

## 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県消防学校	令和5年7月25日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県精神保健福祉センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀北教育事務所	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校	〃
和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 和歌山県消防学校

高層訓練棟台車修繕業務契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

## イ 和歌山県動物愛護センター

LPガス供給設備ペーパーライザー分解点検業務の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

## ウ 和歌山県立図書館

(ア) 資料運送業務に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 昨年度に引き続き、収入調定において、納期限の指定を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。

## エ 和歌山県立博物館

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 常設展示映像解説装置保守点検業務について、仕様書に定める定期点検報告書が受理されていなかったため、適正に処理されたい。

## オ 和歌山県立紀伊風土記の丘

昨年度に引き続き、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2に定める事項の記載が漏れていたため、適正に処理されたい。

## カ 和歌山県立星林高等学校

源泉徴収した所得税の納付が複数回、遅延している事例があったため、適正に処理されたい。

## キ 和歌山県立和歌山商業高等学校

行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。

## ク 和歌山県立和歌山盲学校

(ア) 昨年度に引き続き、消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印を押印していない事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 契約業務等に関する起案、支出負担行為票及び支出票等への決裁日等の記載が漏れている事例が多数確認されたため、適正に処理されたい。

## 和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月22日

和歌山県監査委員 森田 康友  
 和歌山県監査委員 河野 ゆう  
 和歌山県監査委員 佐藤 武治  
 和歌山県監査委員 鈴木 徳久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	令和5年8月21日
総務部	〃
企画部	令和5年8月24日
環境生活部	令和5年8月23日
福祉保健部	令和5年8月22日
商工観光労働部	〃
農林水産部	〃
県土整備部	令和5年8月21日
会計局	令和5年8月23日
県議会事務局	〃
人事委員会	〃
労働委員会	〃
選挙管理委員会	令和5年8月21日
監査委員	令和5年8月24日
教育委員会	令和5年8月21日
公安委員会	令和5年8月23日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

県土整備部

ア 道路建設課

(ア) 長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事について、覆工コンクリートに空洞が存在し、厚さが不足している施工不良が判明した。

当該工事について、段階確認が不十分であったことに関する検証を含め、施工不良の原因究明を徹底して行い、今後このような事態が生じることのないよう、再発防止に万全を期されたい。

また、工事請負契約における施工不良に伴う契約不適合等については、当該契約に基づき適切に対応されたい。

(2) 注意事項

知事直轄

ア 広報課

(ア) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

総務部

ア 総務課

(ア) 弁護士に対する報酬・料金において、源泉徴収税額の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

企画部

ア 国際課

(ア) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったなので、適正に処理されたい。

イ 移住定住推進課

(ア) 昨年度に引き続き、旅行命令すべきところを外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。

環境生活部

ア 環境生活総務課

(ア) 令和3年度自然環境整備交付金（国立公園整備事業）の交付申請において、必要な変更交付申請を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 環境管理課

(ア) 旅費の支出において、通勤自動車等調整額の調整を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 青少年・男女共同参画課

(ア) 備品購入費の支出負担行為について、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 子ども未来課

(ア) 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に管理されたい。

イ 医務課

(ア) 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 健康推進課

(ア) 郵便切手類使用簿について、3月末に購入された枚数が記載されず、誤った枚数のまま、複数職員による現物確認を行っていたので、適正に処理されたい。

商工観光労働部

ア 商工観光労働総務課

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 産業技術政策課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 果樹試験場

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 畜産課

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に

処理されたい。（紀北家畜保健衛生所）

- (イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、事後に利用区間の記入がなされていた事例があったので、適正に処理されたい。（紀北家畜保健衛生所）

ウ 林業振興課

- (ア) 普通財産の貸付けに係る貸家料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

県土整備部

ア 道路保全課

- (ア) 収入更正一覧表（収入調定票）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）について、帳票の出力及び決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

イ 河川課

- (ア) 河川敷地の不法占用については、令和4年度末で9件あることから、引き続き不法占用者に対して厳正に対処されたい。

また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

- (イ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。

また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

- (ウ) 建設工事請負契約において、契約保証のための金融機関等の保証書等の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 砂防課

- (ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 都市政策課

- (ア) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 公共建築課

- (ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 港湾空港振興課

- (ア) 昨年度に引き続き、夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 南紀白浜空港の利用に関する調査業務委託について、変更契約により増額となった契約保証金の受入手続が遅延していたので、適正に処理されたい。

- (ウ) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

- (エ) 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

- (オ) 収入更正一覧表（収入調定票）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処

理されたい。

- (カ) 和歌山県和歌山マリーナ（ディングーマリーナ）維持運営管理委託業務仕様書に定める和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第11条に基づく維持管理に関する業務の一部がなされていなかったにもかかわらず、委託料の支払を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

教育委員会

ア 総務課

- (ア) 行政財産の使用許可において、使用料の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。（県立近代美術館分）
- (イ) 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定めのない理由により納期限の延長を承認している事例があったので、適正に処理されたい。

公安委員会

- (ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。
- (イ) 自動車任意保険加入引受の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。

**和歌山県監査公表第29号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月22日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	令和5年8月22日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	”
和歌山県土地開発公社	令和5年8月23日

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

## 正 誤

## 正 誤

令和5年9月1日付け和歌山県報第444号和歌山県告示第1000号中

ページ	誤	正
20	6 情報収集	6 情報処理